

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正
する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案概要
等に対する意見

2019年（平成31年）1月25日
日本弁護士連合会

当連合会は、添付の2018年11月13日付け出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案に対する意見書において意見表明しているところであるが、今般の関係政令の整備に関する政令案概要等に係る意見募集に際し、前記意見に加えて、以下のとおり意見を述べる。

第1 「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令案【仮称】概要」について

- 1 「第2 省令案の概要」「2 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が満たすべき基準」「(1) 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るもの」カに対する意見

(意見)

「特定技能雇用契約を締結するに当たり、外国人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をされていないこと」について、当該事実を問題にしているのか、「そのことを認識して特定技能雇用契約を締結していないこと」における認識の対象としているのか趣旨が不明確である。前者であれば、分割して規定すべきであり、後者であれば、「管理をされていないこと」を「管理をされているとき」に変更すべきである。

- 2 「第2 省令案の概要」「2 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が満たすべき基準」「(1) 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るもの」ケに対する意見

(省令案)

省令案は、外国人を労働者派遣の対象としようとする場合の規制を定めるものである。

(意見)

そもそも、派遣労働は低賃金・不安定雇用を固定化するものであり、専門職以外にはこれを認めるべきではない（当連合会の2010年（平成22年）2月19日付け「労働者派遣法の今国会での抜本的改正を求める意見書」など）。専門職とはいえない、特定技能の在留資格の労働者についても、派遣形態は認めるべきではない。

しかし、派遣形態が認められている制度下においては、現在予定されている農業・漁業に限定すべきであり、その旨明記すべきである。

- 3 「第2 省令案の概要」「3 一号特定技能外国人支援計画の内容が満たすべき基準」「(1) 一号特定技能外国人支援計画に掲げる事項」ア（オ）に対する意見
(省令案)

本邦での生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること。

(意見)

省令案は「機会の提供」で良いとするが、その内容が不明確であるため、内容を明確にした上、それが実質的に担保されるよう規定すべきである。

- 4 「第2 省令案の概要」「3 一号特定技能外国人支援計画の内容が満たすべき基準」「(1) 一号特定技能外国人支援計画に掲げる事項」ア（カ）に対する意見
(省令案)

省令案は、職業生活、日常生活又は社会生活に関する相談又は苦情への対応・非自発的離職・労働法令等への違反が発覚した場合などにおける、受入れ機関の特定技能外国人に対する支援の内容を規定するものである。

(意見)

支援の内容は、「職業生活上の支援」を含むものとされるが、職場における処遇に関する相談や紛争処理を、受入れ機関が自ら行うことや、受入れ機関から費用を受領して受託する登録支援機関が行うことが不適切な場合がある。したがって、「その他必要な措置」には、自治体、NGO、弁護士会、法テラス等の相談窓口を紹介することが含まれることを明確に規定すべきである。

第2 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案【仮称】概要について

- 1 「第2 省令案の概要」「4 登録支援機関の登録拒否事由」「(2) 法務省令で定めるもの」イ（エ）に対する意見

(意見)

「(ア) から (ウ) までの者と同程度」との基準では不明確なので、より明確に規定すべきである。

2 「第2 省令案の概要」「4 登録支援機関の登録拒否事由」「(2) 法務省令で定めるもの」エに対する意見

(意見)

登録支援機関の支援状況に関する帳簿書類は支援状況を確認する際の重要な資料となるため、当該書類の備置期間はそれに資する十分な期間とすべきである。

添付資料 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案に対する意見書

以 上